

特許庁における地域・中小企業への 支援強化について

- I. 知財総合支援窓口
- II. 金融機関との連携

平成26年11月

特許庁

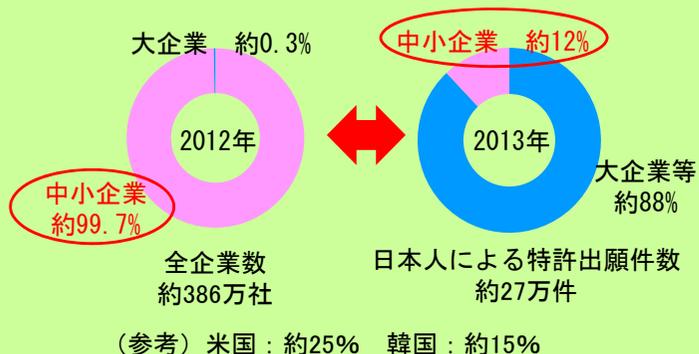
中小企業の現状と支援強化の背景

➤ 中小企業による国内外での知財活用は不十分。他方で、知財を経営に活かすことは企業の業績に貢献。

知財の裾野拡大が不十分

- ・企業数の99.7%を占める中小企業の特許出願は増加傾向だが、出願割合は、わずか約12% (米国の約半分)
- ・外国への特許出願率も、わずか15% (大企業の約半分)

企業数、特許出願件数に占める中小企業の割合



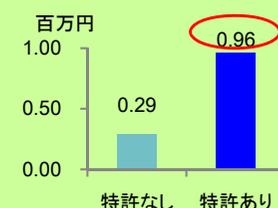
経営に寄与する知財活動の支援の充実

- ・特許権所有企業の方が業績は順調、知財は経営にプラス
- ・しかし、経営者や金融機関の知財意識は、不十分

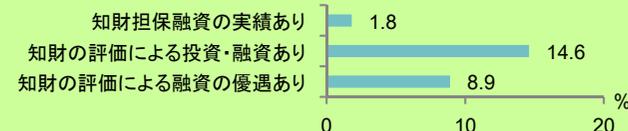
知財所有の有無と
売上高営業利益率



知財所有の有無と従業員
一人当たり営業利益



知財の評価に基づく融資・投資状況



知財意識の低さ

ヒト、モノ、カネの多様な課題

海外展開の必要性

課題を踏まえ、2本の柱に基づき支援強化

➤ イノベーションの源泉、地域の雇用の担い手として重要な中小企業等の「国内」及び「海外」における知財活用を、国と地域が一丸となって支援強化し、地域活性化・産業競争力強化を目指す。

2本柱

- I. 地域の知財支援基盤を整備し、中小企業の知財活用により、地域を元気に
- II. 海外事業展開に沿った一気通貫支援強化で、世界に羽ばたく中小企業を応援

27年度概算要求額(26年度)
69.7億円(43.6億円)

第1の柱:地域再生への貢献

地域の知財支援基盤を整備し、中小企業の知財活用により地域を元気に

- 地域の知財支援基盤の整備や多様なニーズに応じた幅広い支援を強化し、地域を支える中小・ベンチャー企業、小規模事業者等の知財活用を促進し、地域活性化につなげる。

27年度概算要求額(26年度):42.2億円(28.8億円)

1. 地域の知財支援基盤の整備

(1)「知財総合支援窓口」の機能強化【31.0億円(21.9億円)】

47都道府県(57ヶ所)に設置している地域の知財ワンストップ相談体制の強化
(弁理士・弁護士等の配置を倍増(週1回→2回)、企業訪問型活動(裾野拡大)の拡充等)

【支援件数実績】 23年度:10万件 24年度:12万件 25年度:15万件

2. 企業に対する直接支援メニューの多様化

(1)知財金融支援【1.0億円(新規)】

シンポジウムや知財ビジネス評価書等の作成支援を通じ、金融機関から中小企業への知財に着目した融資を促進
※既に一部の地銀、信金においては取組に着手

(2)特許調査・分析支援【1.4億円(新規)】

研究開発投資の重複回避、オープンクローズ戦略等に資する特許調査や特許マップ作成(50企業)等を通じ、効果的な技術の権利化等を実現

(3)特許料等の軽減措置

平成26年4月から中小企業の軽減措置を拡充(料金を1/3に軽減等)(産業競争力強化法) 【利用件数】平成26年9月末 1,933件

3. 地域資源の活用策等を含む地域支援

(1)地域団体商標の登録主体の拡充と利用促進

・平成26年8月から商工会、商工会議所、NPO法人を登録主体に追加し出願可能に、まちおこしや震災復興のツールとしての地域団体商標の活用を更に促すほか各地域の特性に応じた支援を実施

(2)先進的・意欲的な地域への予算的支援【2.0億円(新規)】

やる気のある地域の提案プロジェクト(地域ブランドの海外商標出願、知財を学んだ学生のインターンシップ等)を伴走型で支援

第2の柱: グローバル展開への支援強化

海外事業展開に沿った一気通貫支援強化で、世界に羽ばたく中小企業を応援

- ▶ 海外での事業展開に沿った一気通貫な知財支援を強化し、グローバル競争の中でも利益を確保し、成長する中小・ベンチャー企業、小規模事業者等の育成につなげる。

27年度概算要求額(26年度): 27.5億円(14.8億円)

1. 事業展開前の情報収集段階における支援

(1) 各国知財制度等の調査と情報提供【11.4億円(9.0億円)】

- 様々な海外知財リスクに対応するための各国知財実務情報、制度情報をウェブ等(新興国等知財情報データベース等)で提供、対象国・掲載情報を拡充
- 各国知財制度や模倣対策マニュアル・侵害事例集を提供、新たに海外での係争に備えた「中小企業のための知財訴訟対策マニュアル」を整備(平成26年度中)

2. 事業展開の準備段階における支援

(1) 外国出願補助金【6.5億円(4.6億円)】

海外展開計画中の中小企業等に対し、外国出願費用(現地代理人費用、翻訳費等)の1/2を助成、**地域ブランドの支援対象拡大**

実績	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施地域数	26地域	36地域	40地域	43地域+全国
支援件数	102件	191件	381件	483件(11/18時点)

(2) 海外知的財産プロデューサー

海外進出を見据えた中小企業等に知財のリスクと対策、契約上の留意点等の手法を支援、海外知的財産アドバイザーの活用により情報収集・発信機能を強化

3. 事業実施段階における支援

(1) 日本発ビジネス展開支援【7.7億円(新規)】

技術流出を防ぎつつ、海外で知財の売り込みを支援し、知財ビジネスの海外展開を実現

(2) 海外侵害対策補助金【1.2億円(0.6億円)】

海外の模倣対策費用(侵害調査、行政摘発等)の2/3を助成、**冒認出願等により提訴を受けた場合の防衛(係争)費用に拡大**

I-1. 知財総合支援窓口の概要

- 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の多様な課題を、**ワンストップで解決**する身近な一元的な窓口を**47都道府県(57ヶ所)設置**。
- 弁理士や弁護士などの専門家の活用や支援機関とも連携する等、中小企業の人材・資金不足を補完しつつ、高度な知的財産の課題等についての解決を可能とする体制を構築。**支援件数も年間約15万件に拡大**。

- ・ 研究開発の成果を適切に保護したい
- ・ 知財に関する支援施策を教えて欲しい
- ・ 海外で模倣されているので対処したい
- ・ 地域ブランドの保護について教えて欲しい
- ・ 事業モデルを踏まえ効果的に特許取得したい

中小企業の知財部としての役割

さらに高度な専門性を要する相談は

知財専門家と協働支援

①知財専門家の配置

◎弁理士（週1回程度）

◎弁護士（月1回程度）

※26fyから

②直接訪問による支援

◎弁護士

◎弁理士

◎中小企業診断士

◎海外知的財産プロ

デューサー

◎デザイナー 等

連携機関

◎中小企業支援機関

（中小機構、商工会、
商工会議所）

◎大学・研究機関

◎海外展開支援機関

（INPIT、JETRO等）

＜支援件数＞

平成23年度 100,910件

平成24年度 118,685件

平成25年度 148,770件

前年比約25%増加

＜知財区分(平成25年度)＞

特許 38%

実用新案 15%

意匠 11%

商標 29%

その他(営業秘密・ノウハウ、著作権)
7%

＜予算額＞

平成25年度 19.4億円

平成26年度 21.9億円(2.5億増) 4

相談

窓口担当者(企業OB等)が

支援

支援

中小企業等

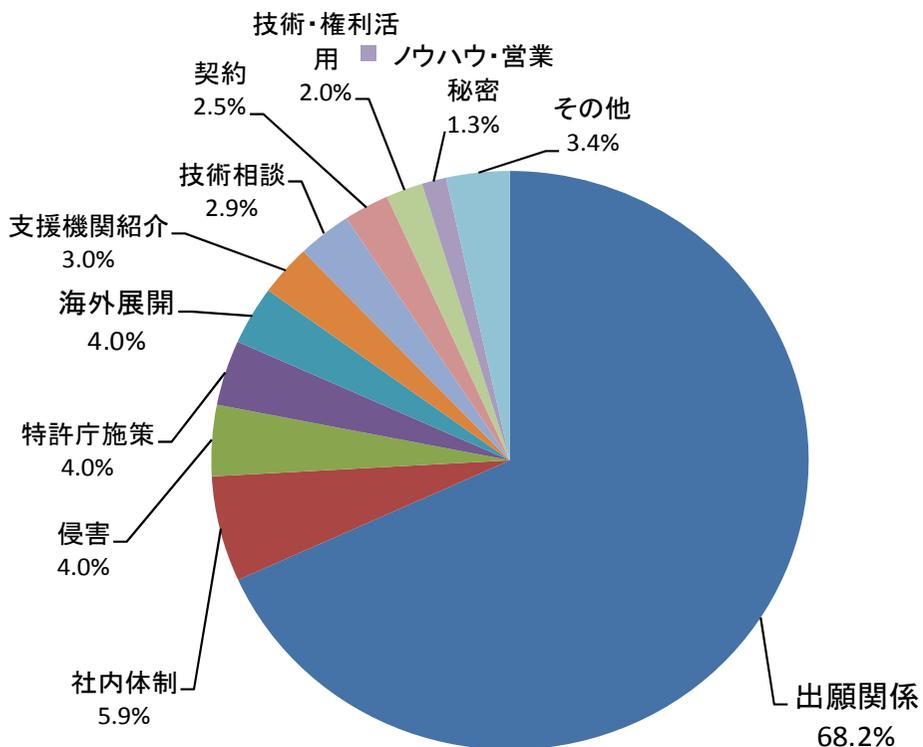
知財総合支援窓口

- ・ 制度説明を通じ知財の重要性を認識
- ・ 権利化かノウハウ管理か助言
- ・ 知財に関する支援施策を紹介
- ・ 海外の制度概要・手続方法を説明
- ・ 地域団体商標制度について説明
- ・ 外部専門家チームによる支援を実施

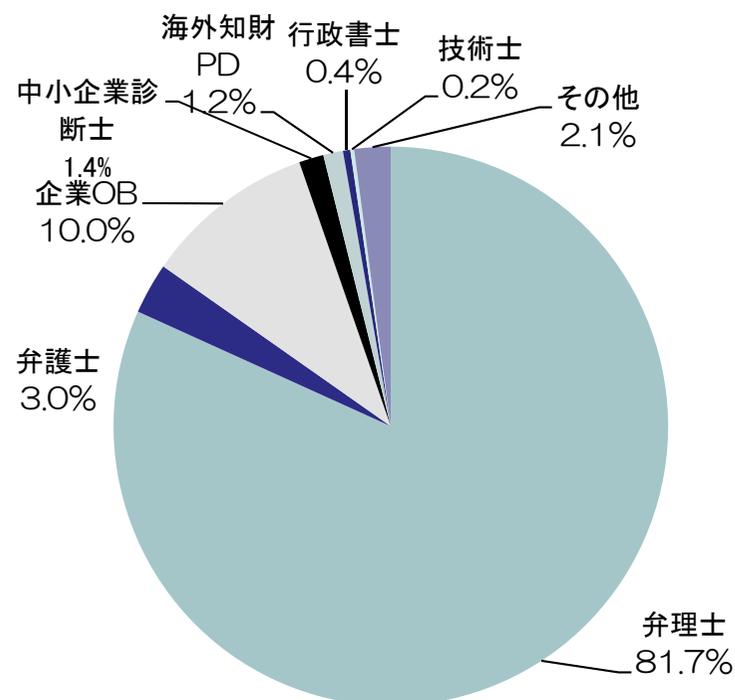
I-2. 知財総合支援窓口事業の実績① 支援内容及び専門家活用状況(25年度)

- 「支援内容」は、出願手続や類似技術調査等、**出願関係の相談が大半(68%)**。
 - ・ノウハウ、営業秘密保護に関する支援については1.3%(件数では24年度と比較し、25%増加)。
 - ・海外展開支援(海外出願、模倣・侵害対策、海外企業との契約等)は4%。
- 「専門家の活用」は、出願関係の支援が多いことから、弁理士が80%強。

<支援内容>



<専門家の活用状況>



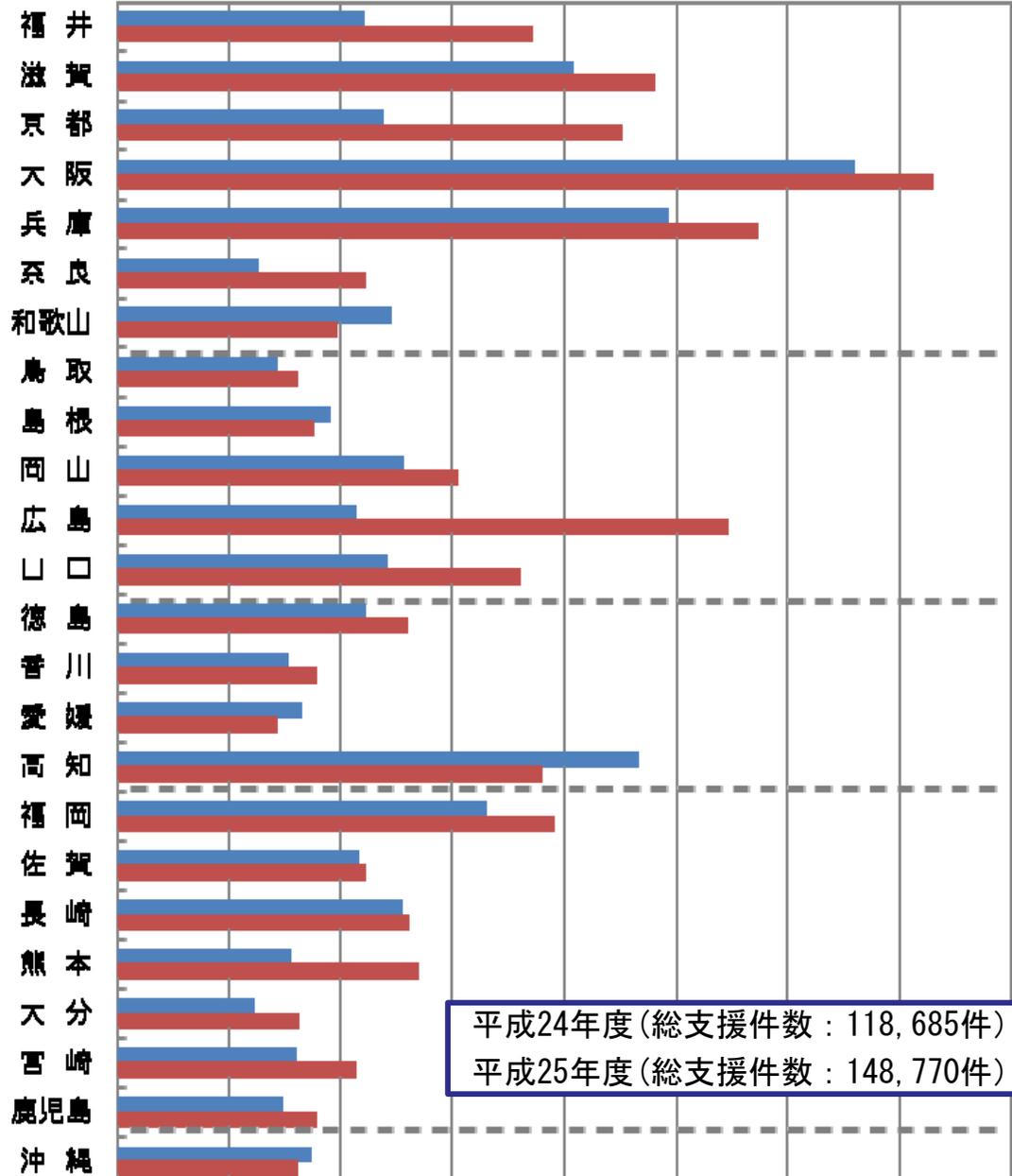
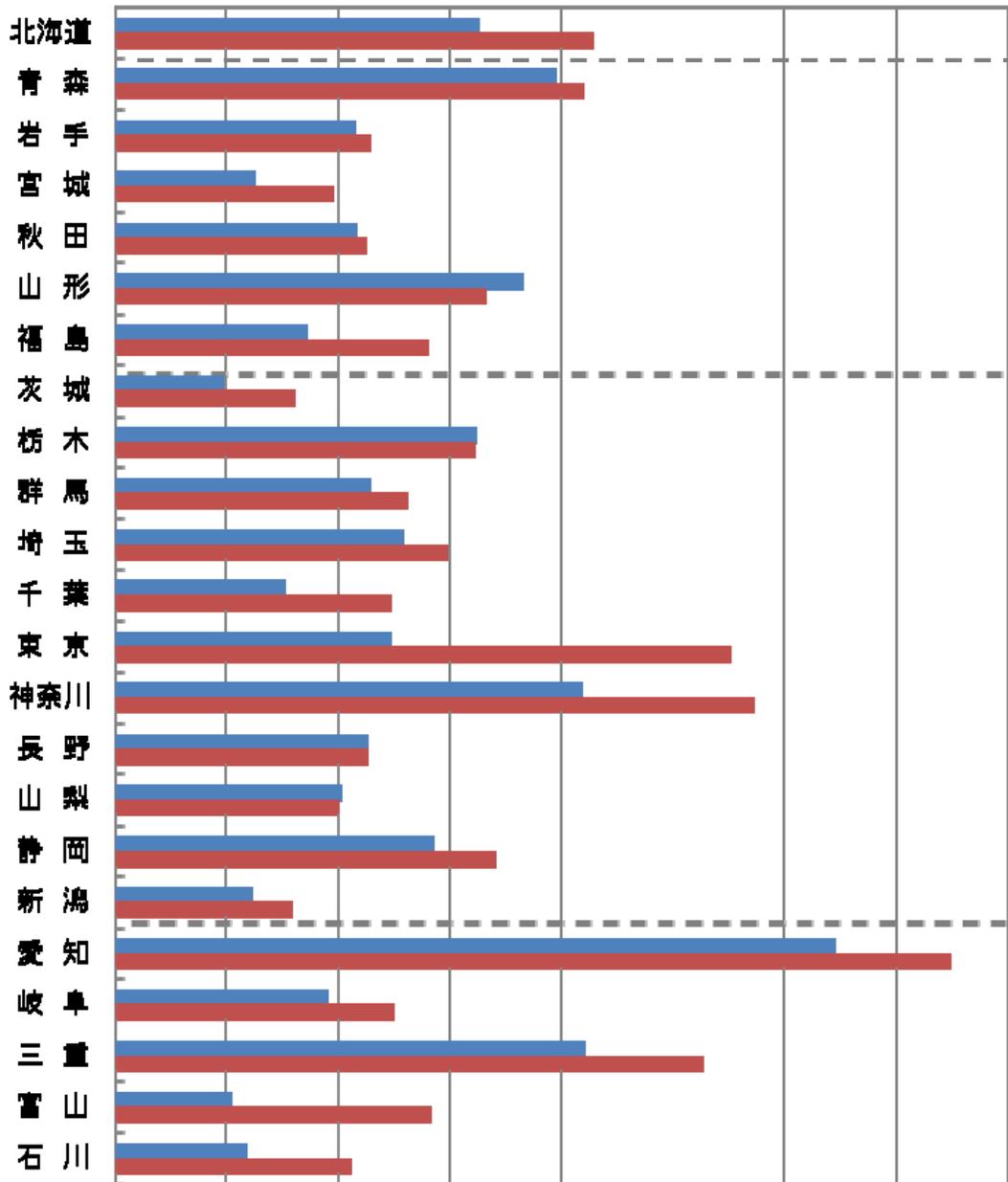
I-3. 知財総合支援窓口事業の実績②

都道府県別支援実績(平成24~25年度)

■ H24年度 ■ H25年度

0 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 6,000 7,000 8,000

0 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 6,000 7,000 8,000



平成24年度(総支援件数 : 118,685件)
平成25年度(総支援件数 : 148,770件)

I-4. 知財総合支援窓口における支援の拡充（平成24年度以降）

平成23年度の窓口設置後も、中小企業のニーズ等に対応した支援メニュー等を順次拡充。

24年度

■商品の開発段階から知的財産マインドの向上及び販売までを視野に入れた戦略的な意匠出願を支援するために、デザインコンサルタントや意匠活用のノウハウを有する弁理士を活用した個別支援を実施。

25年度

■中小企業における海外展開を知財面から強化するため、海外知財専門家を全国の窓口に派遣し、相談企業の海外事業展開に即した個別支援を実施。

■デザイン・意匠活用専門家派遣スキームを拡充、意匠・商標の戦略的活用に精通した弁理士等を活用し、相談企業の事業展開に即したデザイン・ブランド活用と保護に関する個別支援を実施。

26年度

■知財総合支援窓口の支援機能強化のため、日本弁理士会及び弁護士知財ネット（日本弁護士連合会）と連携し、知財の専門家（弁理士及び弁護士）を窓口に配置（弁理士は週1回以上、弁護士は月1回以上）。

■中小企業の知財の裾野拡大のため、これまで窓口を利用していない新規企業を訪問する新規企業の掘り起こし人材（企業OB等）として、「知財アドバイザー」を新設。

I-5. 今後の機能強化の方向性

「地域活性化・中小企業のイノベーションの支援強化」、「地域の知財インフラの強化」、「ユーザーの利便性の向上」の視点から、窓口機能の一層の強化を図る。

1. 現状の具体的な課題

中小企業・地域知財支援研究会報告書（H26年7月）

- (1) ワンストップ窓口としての定着に向けた「継続性」の確保（立地場所・支援人材）
- (2) 中央統轄機能の充実（一元的機能（情報収集・集約）、支援人材の研修等）
- (3) 支援の「幅」の拡充と「質」の向上（専門家の一層の活用によるオープンクローズ戦略支援強化等）
- (4) 地域の実情に応じた利便性の高い支援体制の整備（立地面での柔軟性の確保等）

2. 機能強化の方向性

- (1) 27年度から段階的に機能を強化【27年度要求額31.0億円（26年度21.9億円）】。
- (2) 27年度は主に以下の施策を展開。
 - ①弁理士・弁護士の窓口への配置を倍増（原則週1回→週2回） ⇒ 営業秘密等の多様な相談への対応強化
 - ②窓口未利用企業への訪問活動の拡充 ⇒ 知財の裾野拡大
 - ③INPIT（（独）工業所有権情報・研修館）の資源の活用 ⇒ 総合調整機能の強化
 - 「相談」の知見も活用し、相談支援に関する既存事業との一体的運用を図ることで全国規模での相談支援体制を強化
 - 「特許情報」・「人材育成」等、相談以外にも幅広い知見を有しており、相乗効果による質の高い相談基盤の整備を実現

II-1. 知財と金融機関の現状

- 金融機関に対しては、①成長性の高い中小企業に対し知財を重視した融資の拡大、②知財を有効に活用できていない企業について特許庁の知財支援との一層の連携、が期待。
- しかしながら、金融機関には知財に詳しい人材が不足。また、知財を経営に積極的に活用することで中小企業が成長できる等の認識を有していないことが多い。
- 以上を踏まえ、以下の2つを柱とした金融機関との連携を強化。
 - ・ 中小企業の知財に注目した融資の促進（知財金融支援）
 - ・ 知財の裾野拡大につなげるため、中小企業支援関係者としての金融機関への普及啓発

①知財金融支援

1. 知財ビジネス評価書と知的資産経営報告書作成支援

27年度の本格的実施に向けた課題等の把握のため、26年度は以下の取り組みを試行的に実施。

- 知財調査会社が作成した中小企業の知財ビジネス評価書の金融機関への提供(50件程度)
- リレーションシップバンキングに向けた中小企業とのコミュニケーション拡大のために役立つ「知的資産経営報告書」の作成支援(20件程度)

2. 知財ビジネス評価書に関する調査

現在、知財評価サービスを提供している知財調査会社等では様々な評価手法や評価書が存在。知財評価書を活用して金融機関が融資する際に実務的に役に立つ評価書の在り方を調査すべく、知財調査会社や金融機関等からのヒアリングを実施中。

※その他、海外の取組み事例も調査中。

②金融機関への知財の普及啓発

- 金融機関に対して、知財セミナー開催の働きかけを積極的に実施。セミナーを通じて、金融機関関係者が知財活用の意義や事例を学び、知財経営の理解を深めるため、職員を金融機関に派遣。

1. セミナーの内容(例)

【知的財産の基礎】～ 中小企業等を巡る知財状況～

1. 知財を取り巻く動き&最近の話題
2. 知的財産、知的財産権とは？
3. 特許等の出願動向
4. 経営と知的財産
5. 中小企業の知財状況
6. 産業財産権の活用と融資事例
7. 金融機関の知財に関する取り組み状況と事例
8. 知財に関する支援策（知って得する情報）

2. 開催実績

これまで全国の信用金庫や日本政策金融公庫等の職員にセミナーを開催。

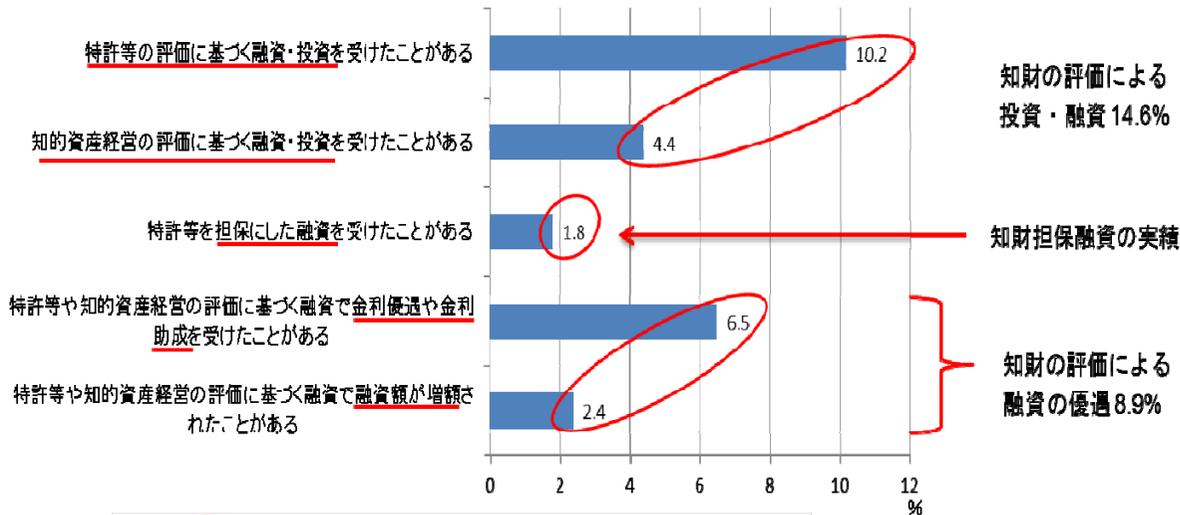
24年度 190名、25年度 255名
26年度は、経済産業局とも協力しつつ、銀行協会等の訪問やセミナー活動を強化。



II-2. 知財金融支援の背景

- 中小企業は知財で金融機関から資金調達したいというニーズがある一方で、中小企業からは知財は金融機関から財産として評価されていない、権利取得や維持費用が不要なコストとみなされるとの指摘あり。総じて言えば、知財による資金調達はきわめて限定的な状況。
- 中小企業サイドの調査では、特許等に基づく融資の状況については、約25%の中小企業が何らかの融資上のメリットを受けたと回答。資金調達の対象となった知財は技術を評価する特許権が多い。
- 金融機関サイドの調査では、多くの金融機関は知財を評価できる専門的人材が不足していることもあり、融資の際の評価の優先度が低いのが実情。

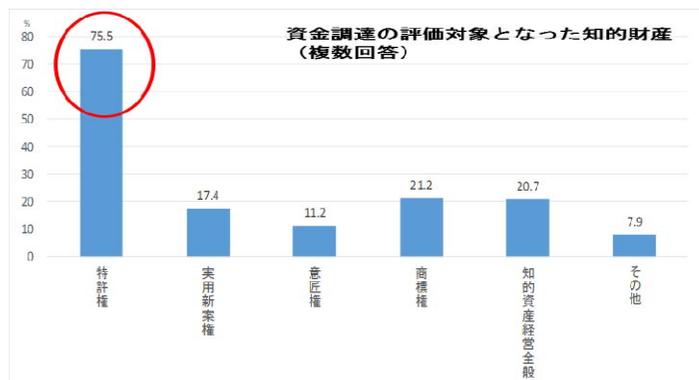
特許等や知的資産経営の評価に基づく融資・投資状況（複数回答）



金融機関による中小企業への融資の際の評価項目（61項目）の優先順位

優先順位	評価項目
1	会社経営に対する使命感・責任感
2	主力金融機関であるかどうか
3	経営管理能力
4	経営計画・事業計画の有無
:	
8	同一製品・技術分野における優位性
:	
36	技術的な参入障壁の高さ
:	
45	知的財産権の保有数
58	知財の経済的価値
59	他社へのライセンス実績
60	基本特許に近いかどうか
61	知財の年間出願数・登録数

金融機関内部に知財を評価できる専門人材が不足しており、評価できない状況



＜出典＞金融機関から見た企業の知的財産を活用した資金調達に関する調査研究（平成24年度特許庁調査）
平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」（特許庁）

Ⅱ-3. 最近の取り組み事例①

➤ 民間金融機関が知財・技術・ノウハウを評価し、融資をしている事例

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（兵庫県）の支援

技術・経営力評価制度（制度創設 平成17年7月）

- 中小企業の技術力・ノウハウや成長性・経営力を評価した評価書を発行することで、企業価値のアピールや円滑な資金調達を支援する取組を実施。
- 評価書では、技術・製品・サービスだけでなく、将来性や経営力を含む総合的な事業を評価。
- 中小企業・金融機関からの申し込みにより、センターが提携している調査会社が評価書を作成。評価に係る費用（10万～20万円）の3割をセンターが補助。

制度創設平成17年7月から26年3月末までの実績

- 評価報告書発行数 837件
- **融資実績 538件**
- **融資実績額 約137億6000万円**
- **制度利用金融機関 15行**

豊和銀行（大分県）の取組み

知的財産担保融資（制度創設 平成23年9月）

- 豊和銀行が提携した調査会社（(株)パテントファイナンスコンサルティング）に知財担保融資を検討している中小企業の特許・技術の評価を外部委託。
- 評価額の50%を上限として融資。評価にかかる費用（30万～100万円）は中小企業側の負担。
- 融資案件が不良債権になった場合は担保とした知財の売り先を調査会社が紹介。

（株）パテントファイナンスコンサルティングの豊和銀行等の金融機関との提携による実績（平成26年4月時点）

- **融資実績 23件**
 - 内訳：商標権 60%
 - 特許権 25%
 - 著作権等 15%
- **融資実績額 約51億円**

千葉銀行（千葉県）の取組み

「ちばぎん知財活用融資」（制度創設 平成26年5月）

- 千葉銀行が提携した調査会社（(株)三菱総合研究所）に、融資を検討している中小企業等の特許評価（企業特許レポート）を外部委託。
- 評価にかかる費用（20万円／件）は千葉銀行の負担。
- 原則、**無担保**で運転資金を融資。

Ⅱ-4. 最近の取り組み事例②

➤ 知的資産経営報告書を融資審査の資料として活用している事例

※知的資産経営報告書は特許等の技術、ノウハウや人材等の企業の「強み」を知的資産として「見える化」したものである。その企業の「強み」を外部にPRすることができるようになり、金融機関にとっては融資を検討する際に非財務情報を把握することが可能となる。

但陽信用金庫の取組み

2009年度より、ひょうご産業活性化センターとの共同で「知的資産経営セミナー」を開催し、中小企業の「知的資産経営報告書」作成支援を継続

- セミナー参加企業数 379社（2009年4月から2014年5月末までの実績）
- 「知的資産経営報告書」作成企業数 99社（同上）

飯能信用金庫の取組み

但陽信金の取組を横展開する際の課題等を確認するため、2012年度、経済産業省（知的財産政策室）と（独）中小企業基盤整備機構と連携して、「知的資産経営専門セミナー」の実践テスト事業を実施。8社参加し、「知的資産経営報告書」作成を支援。

さらに、2012年度の取り組みを独自で実施し、2013年度には、個別の7社に対して「知的資産経営報告書」の作成支援を実施。

➤ 地方公共団体が中小企業の知的資産経営報告書を有識者に評価・認証させ、認証企業のメリットとして融資を盛り込んでいる事例

京都府の取組み（「知恵の経営」実践モデル企業認証制度、平成20年度創設）

- 知的資産経営報告書を有識者による評価※を行い、一定水準以上の評価を得た企業を知的資産経営に取り組みモデル企業として認証。
- 京都府による認証企業への**低利融資**。

※「知恵の経営」に係る評価意見聴取会議を京都府と京都発明協会共同設置し運営。

※ **融資については、11の金融機関が担当。**

「知恵の経営」推進融資の概要

- 融資対象：「知恵の経営」実践モデル認証企業・組合
- 限度額：5億6,000万円
- 融資利率：1.9%以内
- 融資期間：運転資金10年以内、設備資金15年以内
- 担保等：**原則無担保**とし、連帯保証人または保証協会の保証が必要

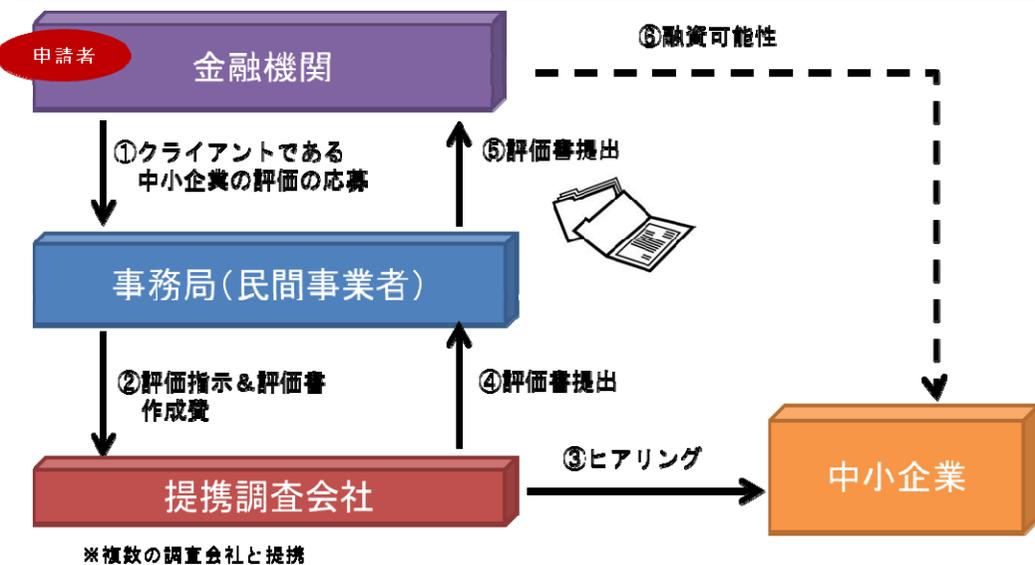
II-5. 知財金融促進に向けた取組強化

知財を活用した金融に関する好事例の全国展開を通じ、知財のすそ野拡大を目指す。
(27年度予算要求 1.0億円【新規】)

(1) 知財ビジネス評価書作成支援

金融機関と連携する中小企業に対して、「**知財ビジネス評価書**」を作成。調査会社の紹介や評価書の作成費等を支援。

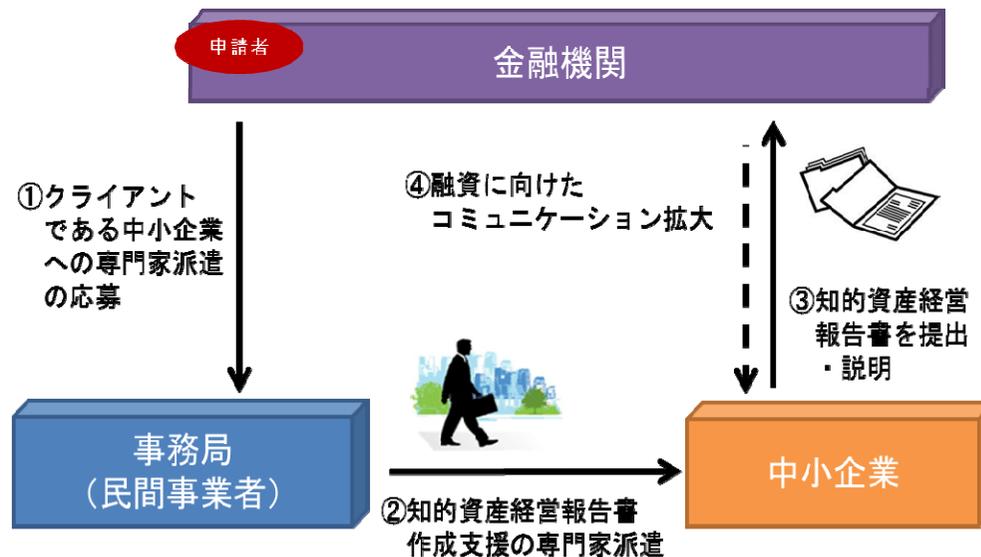
※調査会社の評価書作成のための金融機関・中小企業の費用は無料



(2) 知的資産経営報告書作成支援

金融機関と連携する中小企業が、「**知的資産経営報告書**」を作成するのに要する専門家を派遣。

※報告書作成のための専門家派遣費用は無料



③ (3) 普及啓発活動の強化

①シンポジウムの開催、②金融機関向けの普及用マニュアルの作成等 普及啓発活動を強化。